

○さいたま市景観審議会条例

平成 22 年 3 月 25 日
条例第 22 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、優れた都市景観の形成及び屋外広告物に関する事項を調査審議するため、さいたま市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) さいたま市景観条例(平成 22 年さいたま市条例第 20 号)及びさいたま市屋外広告物条例(平成 14 年さいたま市条例第 109 号)の規定により市長から諮問された事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都市景観及び屋外広告物に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体又は関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (一部改正〔平成 23 年条例 16 号〕)

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、3 人以内の臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該審議事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 3 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
 - 3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
 - 4 審議会は、別に定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席等)

- 第8条 審議会は、必要があると認めたときは、関係のある者の出席を求め、説明を受け、若しくは意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、さいたま市景観条例による改正前のさいたま市美しいまちづくり景観条例(平成13年さいたま市条例第242号)第24条第1項に規定するさいたま市景観審議会及びさいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成22年さいたま市条例第21号)による改正前のさいたま市屋外広告物条例第31条第1項に規定するさいたま市屋外広告物審議会に対して諮問された事項で、この条例の施行の際答申がなされていないものは、第2条第1項に規定する事項とみなす。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 16 号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時において、当該委員の職を辞したものとみなす。